

公共用水域の水質調査見直し（琵琶湖）の状況について

1 概要

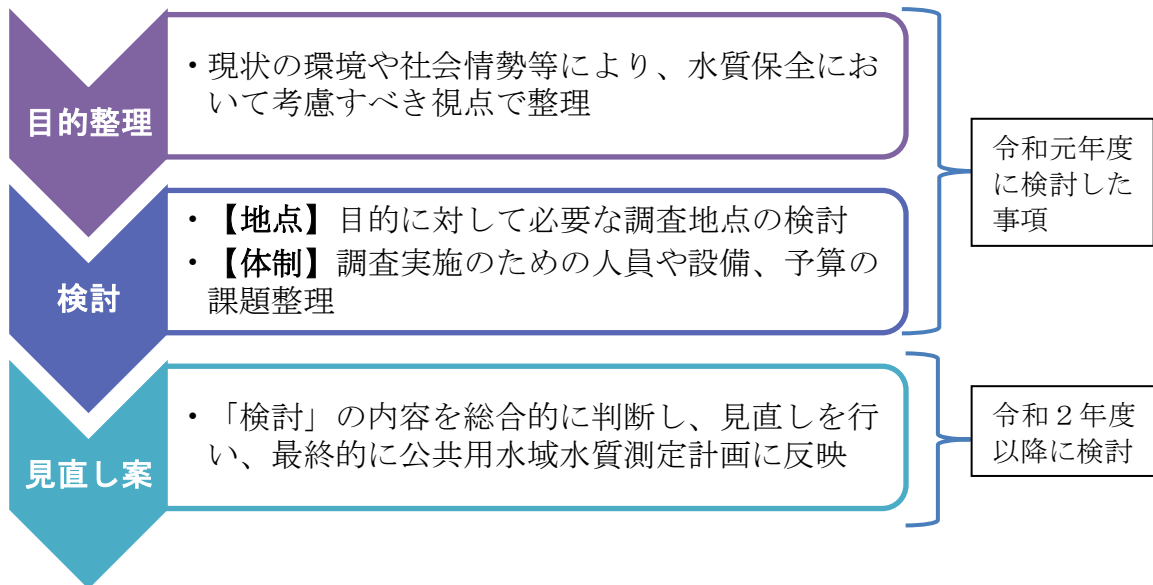
滋賀県では、旧建設省の委託を受けて昭和 41 年から琵琶湖の水質調査を開始した。

その後、昭和 54 年度からは調査方法の一部見直しを機に、近畿地方建設局と滋賀県が共同で調査を継続して実施することとなった。調査地点として、主な河川、河口と都市沿岸が含まれるようにして、ほぼ等間隔に東西に横断する 16 ラインを引き、そのライン上に東岸、中央、西岸の 3 地点を設けた調査を実施してきた。

水質調査が開始された昭和 41 年当時から環境や社会情勢等が大きく変化してきていること等から、令和元年度より琵琶湖における水質調査について見直しを検討している。

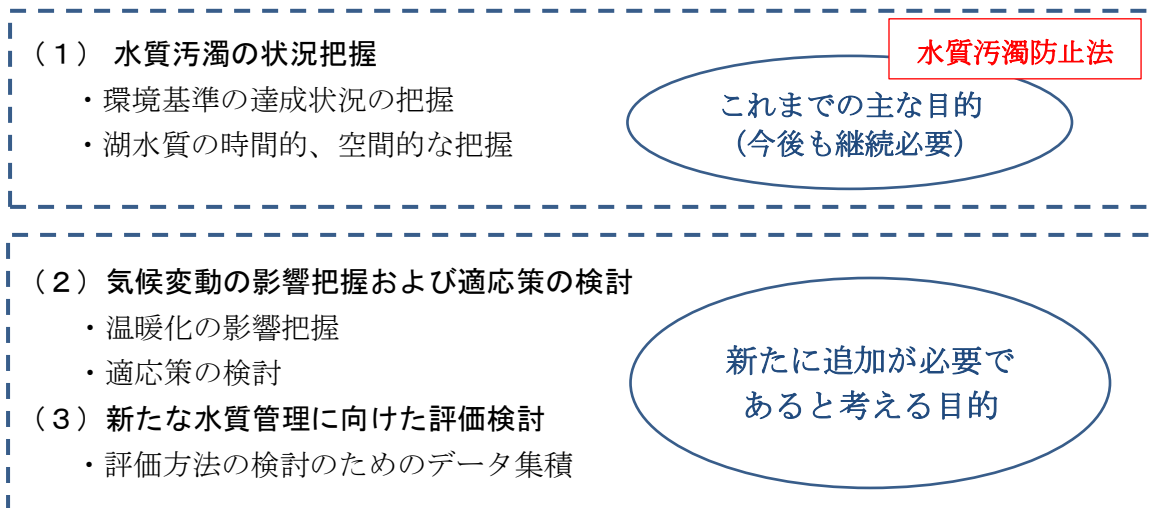
2 見直しの検討方法

<水質調査の見直し検討の流れ>



3 目的整理

<モニタリング実施の目的整理まとめ>



4 調査実施のための人員や設備、予算の課題整理【体制】

琵琶湖には多くの採水地点があり、これらの採水を行うためには、機動性に加え、冬季に北湖の中央部において高い波が生じる中、調査を行うことができる船が必要である。

現在は各機関がそれぞれ有する調査船で琵琶湖における水質調査を実施しており、調査船は極めて重要な設備の一つであるが、一方で、老朽化が著しいものもあり今後の課題となっている。特に、近畿地方整備局（琵琶湖河川事務所）が所有する調査船の湖水守（こすも）は、今の状態では令和3年度に実施される予定の船検に通らないとの指摘を受けている。

今後、老朽化した設備への対応を踏まえて、近畿地方整備局（琵琶湖河川事務所）、（独）水資源機構、および滋賀県の3者で、水質調査体制について検討する必要がある。

5 水質調査の見直しに向けた令和元年時点での整理

令和3年度の水質測定計画への反映に向け、琵琶湖の水質調査の見直しに向けた令和元年度末時点の整理としては、以下のとおりである。

- 水質調査は、（1）水質汚濁の状況把握、（2）気候変動の影響把握および適応策の検討、（3）新たな水質管理に向けた評価検討の3つの目的のもとで実施する必要がある。
- 具体的な見直しに当たっては、現在の調査地点数、項目および頻度を基本とした上で、目的を達成するために必要となる体制等の確保という観点からも併せて検討を進める。
- 特に調査船などの水質調査体制（設備）における課題が生じていることから、国や（独）水資源機構と共に、それらを含めた総合的な視点により、水質調査の見直しの検討を引き続き進める。

6 令和2年度の見直しの検討状況（令和2年6月時点）

（1）関係機関との協議

令和元年度に引き続き、県と琵琶湖河川事務所および水資源機構で、琵琶湖河川事務所の調査船（湖水守）が使用できなくなる可能性がある令和3年度の観測体制、および長期的な視点での観測体制について話し合いを行っており、年度末までに令和3年度以降の観測体制の方針が決定できるよう、3機関で水質調査の見直し検討を進めていく。

（2）国に対しての要望活動について

- ・ 令和2年6月4日付で、国土交通省および環境省に対して、「気候変動に対応する更に充実した観測体制構築への協力・支援」について要望を行った。
- ・ 具体的には、関西の水資源を支える豊かで安全な琵琶湖への保全再生と、琵琶湖・淀川流域での気候変動適応策の検討・実施に必要となる、観測体制の更なる充実（調査船の確保など環境整備等）への協力、支援を要望した。

【参考】水質測定地点図

琵琶湖・瀬田川水質測定地点図

